

1 6 特別支援教育

1. 目標

全職員が特別支援教育に携わり、生徒の実態に即してその個性や能力に応じた教育を行うことを通して、自立した社会生活を送るために必要な知識・技能および態度を身につけさせ、心身ともに健康で、明るくたくましい生徒の育成に努める。

2. 努力点

- (1) 全職員が特別支援教育に携わる。
- (2) 生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成するとともに、個に応じた指導を行う。
- (3) 好ましい人間関係を築かせるために、コミュニケーション能力を高めさせる。
- (4) 社会で自立していくために必要な基本的な生活習慣や社会性を身につけさせる。
- (5) 家庭や関係機関との連携を図り、指導を充実させる。
- (6) 特別支援教育への理解を深めるために啓発活動や職員研修を行う。

3. 具体的な取り組み

- (1) 全職員が特別支援教育に携わる。
 - ① 特別支援教育推進委員会を月に1回以上開き、支援の推進と充実を図るとともに職員研修を充実させる。
 - ② 学級担任や教科担任、スクールカウンセラー等と連携を密にし、支援の充実を図る。
- (2) 生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成するとともに、個に応じた指導を行う。
 - ① 生徒の実態を把握するために、検査や観察などを適切に行う。
 - ② 個別の教育支援計画・個別の指導計画を決められた時期に作成し、日々の指導・支援、引継に活用する。
 - ③ 生徒の実態に応じた適切な指導を行うために、指導内容や教材・教具を工夫する。
 - ④ 日常生活に必要な学力（読み、書き、数量的関係）を身につけさせるため、必要に応じて個別指導を行う。
 - ⑤ 特別支援学級在籍の生徒は1年生のときから学校見学を実施するなど、個に応じた進路学習を計画的に行うと共に、個別の教育支援計画・個別の指導計画に記載する。また、進路を見通した学習指導を行う。
- (3) 好ましい人間関係を築かせるために、コミュニケーション能力を高めさせる。
 - ① 自分の考えや気持ちを相手に伝えるスキルを身につけさせる。
 - ② 人の気持ちを理解しようとする態度の育成を図る。
 - ③ 交流学級や学年集団の中で、助け合い・教え合い学習をさせる等、共に学びながら人間関係を築かせる機会を多く設ける。
- (4) 社会で自立していくために必要な基本的な生活習慣や社会性を身につけさせる。
 - ① きちんとしたあいさつや言葉遣いができるようにさせる。
 - ② 自分の身のまわりのものを整理整頓させる。
 - ③ 「時間」を意識させ、時間を守って行動させるとともに、望ましい生活習慣を身に付けるよう、指導する。
 - ④ 自分の係や当番の仕事をきちんとさせる。
 - ⑤ 規則やルールを守って生活させる。
 - ⑥ 手洗いの徹底等、衛生面に留意させ、頭髪・服装等、清潔な状態を保たせる。
 - ⑦ 授業や作業学習等を通して、決められた作業をやり遂げる集中力や意欲的に考え、活動する態度を身につけさせる。
- (5) 家庭や関係機関との連携を図り、指導を充実させる。
 - ① 連絡帳や通級ファイル、学級通信などを通して、学校と家庭との連絡を密に行う。
 - ② 小学校やその他教育機関・医療機関など、関係機関との連携を図る。
 - ③ 巡回相談や特別支援学校の教育相談を活用し、専門家によるアドバイスを支援や指導に生かす。

- (6) 特別支援教育への理解を深めるために啓発活動や職員研修を行う。
- ① 職員研修や学年集会・全校集会等において、全職員・生徒及び保護者の理解と啓発を図る。
 - ② 学校だよりによる保護者や地域への啓発を3ヶ月に1度程度行う。
 - ③ P T A総会等において、保護者や地域への理解と啓発を図る。

4. 指導の実際

(1) 特別支援学級在籍の生徒について

- ① 生徒の実態に応じ、特別支援学級と交流学級において教科等の指導を行う。
- ② 音楽、美術、保健体育、技術・家庭、道徳、学級活動、総合的な学習の時間を中心に共同および交流教育を行う。
- ③ 生活単元学習及び作業における学習を特別支援学級で行う。
- ④ 朝の会・帰りの会は特別支援学級で行い、交流学級の朝の会・帰りの会にも参加する。給食は交流学級で行う。
- ⑤ れんらくちょうを通して、特別支援学級担任と保護者の共通理解を図る。
- ⑥ 個別の教育支援計画・個別の指導計画は、特別支援学級の担任が作成する。また、三年生については保護者連絡の後、引き継ぎシートを作成し、進学先・就職先に提出する。

(2) 通級指導教室に入級している生徒について

- ① 生徒の実態に応じ、主に通級指導教室において、自立活動や学習の方法等の指導を行う。
- ② 週に数時間、通常の授業中、昼休み、放課後等に指導する。その他、必要に応じて長期休業中も指導することがある。
- ③ 通級指導教室で授業を受ける場合は、欠課にはならない。受けられなかった授業の補充は原則として通級指導教室で行う。
- ④ 学習の記録ファイルを通して、通級担当・担任・保護者の共通理解を図る。
- ⑤ 指導を行った期間と時数を指導要録に記入する。
- ⑥ 個別の教育支援計画・個別の指導計画は、通常学級の学級担任が作成し、通級指導教室担当が補足をする。

(3) 通常の学級に在籍する生徒の個別指導について

- ① 生徒の実態に応じ、教科等の個別指導を行う。
- ② 個別指導は、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室、学習室などで行う。
- ③ 個別指導の際には、当該学年の学習内容の中から基礎的・基本的内容を絞って指導する等、個に応じた内容や方法で行う。
- ④ 個別の教育支援計画・個別の指導計画は、必要に応じて学級担任が作成する。

校内委員会組織図

